

平成 28 年社会生活基本調査の調査事項等の検証のためのアンケート結果
(適用されている労働時間制度についての追加集計)

「適用されている労働時間制度」の実査可能性について検証したアンケート*結果について、第 1 回研究会における議論を踏まえ、追加集計を行った。

※ 民間調査会社に委託し実施したインターネットによるアンケート

対象：民間調査会社が管理する 15 歳以上の登録モニター

回答数：1,669 人

< 第 1 回研究会における意見を踏まえた追加集計のポイント >

- ① 適用されている労働時間制度について、「説明文を読んだが選択に迷った」、「説明文は読んだがどれか分からなかった」と回答した者の属性を把握
- ② 適用されている労働時間制度別に労働時間制度の認識の相違を把握

表 1 適用されている労働時間制度

| | 実数(人) | 割合(%) |
|--------------|-------|-------|
| 総計 | 709 | 100.0 |
| 一般的な労働時間制 | 571 | 80.5 |
| 変形労働時間制 | 68 | 9.6 |
| フレックスタイム制 | 30 | 4.2 |
| 事業場外みなし労働時間制 | 6 | 0.8 |
| 裁量労働制 | 22 | 3.1 |
| よく知らない | 12 | 1.7 |

表 2 労働時間制度の認識

| | 実数(人) | 割合(%) |
|---|-------|-------|
| 総計 | 709 | 100.0 |
| 労働時間制度の説明文を読まなくても、自分が適用されている労働時間制度を知っていた | 470 | 66.3 |
| 労働時間制度の説明文を読むことにより、自分が適用されている労働時間制度を支障なく選択できた | 166 | 23.4 |
| 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度の選択に迷った | 40 | 5.6 |
| 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度がどれか分からなかった | 33 | 4.7 |

- ① 適用されている労働時間制度について、「説明文を読んだが選択に迷った」、「説明文は読んだがどれか分からなかった」と回答した者の属性

適用されている労働時間制度の認識をふだんの就業状態別に見ると「説明文を読んだが選択に迷った」、「説明文は読んだがどれか分からなかった」を選択した回答者が、正規の職員・従業員が7.8%である一方、正規の職員・従業員以外が16.5%となっている。

表3-1 ふだんの就業状態×適用されている労働時間制度の認識（実数）

| | 総計 | ふだんの就業状態【実数】(人) | | | | | | | |
|---|-----|-----------------|-------------|-----|-------|------|----|---------------|-----|
| | | 正規の職員・従業員 | 正規の職員・従業員以外 | パート | アルバイト | 契約社員 | 嘱託 | 労働者派遣事業所の派遣社員 | その他 |
| | | 総計 | 709 | 509 | 200 | 55 | 43 | 63 | 9 |
| 労働時間制度の説明文を読まなくても、自分が適用されている労働時間制度を知っていた | 470 | 366 | 104 | 27 | 14 | 42 | 4 | 10 | 7 |
| 労働時間制度の説明文を読むことにより、自分が適用されている労働時間制度を支援なく選択できた | 166 | 103 | 63 | 16 | 17 | 18 | 4 | 6 | 2 |
| 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度の選択に迷った | 40 | 21 | 19 | 7 | 6 | 2 | 1 | 1 | 2 |
| 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度がどれか分からなかった | 33 | 19 | 14 | 5 | 6 | 1 | - | 1 | 1 |

表3-2 ふだんの就業状態×適用されている労働時間制度の認識（割合）

| | 総計 | ふだんの就業状態【割合】(%) | | | | | | | |
|---|------|-----------------|-------------|-------|-------|-------|-------|---------------|-------|
| | | 正規の職員・従業員 | 正規の職員・従業員以外 | パート | アルバイト | 契約社員 | 嘱託 | 労働者派遣事業所の派遣社員 | その他 |
| | | 総計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 労働時間制度の説明文を読まなくても、自分が適用されている労働時間制度を知っていた | 66.3 | 71.9 | 52.0 | 49.1 | 32.6 | 66.7 | 44.4 | 55.6 | 58.3 |
| 労働時間制度の説明文を読むことにより、自分が適用されている労働時間制度を支援なく選択できた | 23.4 | 20.2 | 31.5 | 29.1 | 39.5 | 28.6 | 44.4 | 33.3 | 16.7 |
| 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度の選択に迷った | 5.6 | 4.1 | 9.5 | 12.7 | 14.0 | 3.2 | 11.1 | 5.6 | 16.7 |
| 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度がどれか分からなかった | 4.7 | 3.7 | 7.0 | 9.1 | 14.0 | 1.6 | - | 5.6 | 8.3 |

- ② 適用されている労働時間制度別の認識の相違

「一般的な労働時間制度」の適用を受けているとした者のうち、「説明文を読んだが選択に迷った」又は「説明文は読んだがどれか分からなかった」と回答した者は7.5%なのに対し、「変形労働時間制度」の適用を受けているとした者で「説明文を読んだが選択に迷った」又は「説明文は読んだがどれか分からなかった」と回答した者は22.1%となっている。（表4-2）

また、「説明文を読んだが選択に迷った」又は「説明文は読んだがどれか分からなかった」と回答した者について見ると、「正規の職員・従業員」の場合は70%以上の者が「一般的な労働時間制」の適用を受けているとしている一方、「正規の職員・従業員以外」の場合、「一般的な労働時間制」は40%程度となっており、「変形労働時間制」の適用を受けているとした者の割合が「正規の職員・従業員」に比べ高くなっている。（表4-3）

表4-1 適用されている労働時間制度の認識×適用されている労働時間制度（実数）

| | 総計 | 労働時間制度の説明文を読まなくても、自分が適用されている労働時間制度を知っていた | 労働時間制度の説明文を読むことにより、自分が適用されている労働時間制度を支援なく選択できた | 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度の選択に迷った | 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間がどれか分からなかった |
|--------------|-----|--|---|---|---|
| 正規・非正規 総計 | 709 | 470 | 166 | 40 | 33 |
| 一般的な労働時間制 | 571 | 398 | 130 | 23 | 20 |
| 変形労働時間制 | 68 | 30 | 23 | 11 | 4 |
| フレックスタイム制 | 30 | 21 | 5 | 3 | 1 |
| 事業場外みなし労働時間制 | 6 | 2 | 4 | - | - |
| 裁量労働制 | 22 | 17 | 3 | 2 | - |
| よく知らない | 12 | 2 | 1 | 1 | 8 |
| 正規の職員・従業員 | 509 | 366 | 103 | 21 | 19 |
| 一般的な労働時間制 | 424 | 313 | 82 | 15 | 14 |
| 変形労働時間制 | 36 | 19 | 13 | 3 | 1 |
| フレックスタイム制 | 21 | 17 | 3 | 1 | - |
| 事業場外みなし労働時間制 | 5 | 2 | 3 | - | - |
| 裁量労働制 | 19 | 15 | 2 | 2 | - |
| よく知らない | 4 | - | - | - | 4 |
| 正規の職員・従業員以外 | 200 | 104 | 63 | 19 | 14 |
| 一般的な労働時間制 | 147 | 85 | 48 | 8 | 6 |
| 変形労働時間制 | 32 | 11 | 10 | 8 | 3 |
| フレックスタイム制 | 9 | 4 | 2 | 2 | 1 |
| 事業場外みなし労働時間制 | 1 | - | 1 | - | - |
| 裁量労働制 | 3 | 2 | 1 | - | - |
| よく知らない | 8 | 2 | 1 | 1 | 4 |

表4-2 適用されている労働時間制度の認識×適用されている労働時間制度（割合①）

| | 総計 | 労働時間制度の説明文を読まなくても、自分が適用されている労働時間制度を知っていた | 労働時間制度の説明文を読むことにより、自分が適用されている労働時間制度を支援なく選択できた | 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度の選択に迷った | 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間がどれか分からなかった |
|--------------|-------|--|---|---|---|
| 正規・非正規 総計 | 100.0 | 66.3 | 23.4 | 5.6 | 4.7 |
| 一般的な労働時間制 | 100.0 | 69.7 | 22.8 | 4.0 | 3.5 |
| 変形労働時間制 | 100.0 | 44.1 | 33.8 | 16.2 | 5.9 |
| フレックスタイム制 | 100.0 | 70.0 | 16.7 | 10.0 | 3.3 |
| 事業場外みなし労働時間制 | 100.0 | 33.3 | 66.7 | - | - |
| 裁量労働制 | 100.0 | 77.3 | 13.6 | 9.1 | - |
| よく知らない | 100.0 | 16.7 | 8.3 | 8.3 | 66.7 |
| 正規の職員・従業員 | 100.0 | 71.9 | 20.2 | 4.1 | 3.7 |
| 一般的な労働時間制 | 100.0 | 73.8 | 19.3 | 3.5 | 3.3 |
| 変形労働時間制 | 100.0 | 52.8 | 36.1 | 8.3 | 2.8 |
| フレックスタイム制 | 100.0 | 81.0 | 14.3 | 4.8 | - |
| 事業場外みなし労働時間制 | 100.0 | 40.0 | 60.0 | - | - |
| 裁量労働制 | 100.0 | 78.9 | 10.5 | 10.5 | - |
| よく知らない | 100.0 | - | - | - | 100.0 |
| 正規の職員・従業員以外 | 100.0 | 52.0 | 31.5 | 9.5 | 7.0 |
| 一般的な労働時間制 | 100.0 | 57.8 | 32.7 | 5.4 | 4.1 |
| 変形労働時間制 | 100.0 | 34.4 | 31.3 | 25.0 | 9.4 |
| フレックスタイム制 | 100.0 | 44.4 | 22.2 | 22.2 | 11.1 |
| 事業場外みなし労働時間制 | 100.0 | - | 100.0 | - | - |
| 裁量労働制 | 100.0 | 66.7 | 33.3 | - | - |
| よく知らない | 100.0 | 25.0 | 12.5 | 12.5 | 50.0 |

表4-3 適用されている労働時間制度の認識×適用されている労働時間制度（割合②）

| | 総計 | 労働時間制度の説明文を読まなくても、自分が適用されている労働時間制度を知っていた | 労働時間制度の説明文を読むことにより、自分が適用されている労働時間制度を支障なく選択できた | 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度の選択に迷った | 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度がどれか分からなかった |
|--------------|-------|--|---|---|---|
| 正規・非正規 総計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 一般的な労働時間制 | 80.5 | 84.7 | 78.3 | 57.5 | 60.6 |
| 変形労働時間制 | 9.6 | 6.4 | 13.9 | 27.5 | 12.1 |
| フレックスタイム制 | 4.2 | 4.5 | 3.0 | 7.5 | 3.0 |
| 事業場外みなし労働時間制 | 0.8 | 0.4 | 2.4 | - | - |
| 裁量労働制 | 3.1 | 3.6 | 1.8 | 5.0 | - |
| よく知らない | 1.7 | 0.4 | 0.6 | 2.5 | 24.2 |
| 正規の職員・従業員 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 一般的な労働時間制 | 83.3 | 85.5 | 79.6 | 71.4 | 73.7 |
| 変形労働時間制 | 7.1 | 5.2 | 12.6 | 14.3 | 5.3 |
| フレックスタイム制 | 4.1 | 4.6 | 2.9 | 4.8 | - |
| 事業場外みなし労働時間制 | 1.0 | 0.5 | 2.9 | - | - |
| 裁量労働制 | 3.7 | 4.1 | 1.9 | 9.5 | - |
| よく知らない | 0.8 | - | - | - | 21.1 |
| 正規の職員・従業員以外 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 一般的な労働時間制 | 73.5 | 81.7 | 76.2 | 42.1 | 42.9 |
| 変形労働時間制 | 16.0 | 10.6 | 15.9 | 42.1 | 21.4 |
| フレックスタイム制 | 4.5 | 3.8 | 3.2 | 10.5 | 7.1 |
| 事業場外みなし労働時間制 | 0.5 | - | 1.6 | - | - |
| 裁量労働制 | 1.5 | 1.9 | 1.6 | - | - |
| よく知らない | 4.0 | 1.9 | 1.6 | 5.3 | 28.6 |

(2) 適用されている労働時間制度の実査可能性の検証

多様で柔軟な働き方の実現に向けて、フレックスタイム制、裁量労働制の見直しが進められている中で、ワーク・ライフ・バランスの分析に資する観点から「適用されている労働時間制度」を新たに把握することについて、記入者が自身に対しての適用状況を十分に把握していない可能性があると考えられることから、実査可能性について検証を行った。

参考：アンケートにおける「適用されている労働時間制度」の説明文

| |
|---|
| <p><フルタイム></p> <p>一般的な労働時間制 ● (9～17時など、あらかじめ1日の所定の労働時間が決まっている場合が該当します。なお、シフト制により、日々の出勤時間が異なる場合であっても、1日の所定の労働時間が同じ場合はこれに該当します。)</p> <p>変形労働時間制 ● (業務の繁閑に応じて、日々の所定労働時間が変わる制度です。例えば、当番日に16時間働き、翌日は非番となる交替制の場合や、曜日ごとに所定の労働時間が変わる場合が該当します。)</p> <p>フレックスタイム制 ● (労働者が各自の始業時刻と終業時刻を自由に決められる制度です。)</p> <p>事業場外みなし労働時間制 ● (例えば、外回りの営業など職場外で業務を行っており、企業側で実際の労働時間が把握できない場合に、所定の労働時間を働いたことにする制度です。ただし、外回りの営業であっても、携帯電話などで随時指示を受けている場合や、帰社時間などが指定されている場合は該当しません。)</p> <p>裁量労働制 ● (実際に働いた時間とはかかわりなく、あらかじめ決められた労働時間を働いたものとみなす制度です。裁量労働制には、(1) 専門業務型裁量労働制、(2) 企画業務型裁量労働制があります。)</p> <p>自分が適用されている労働時間制度について、よく知らない</p> |
| <p><短時間労働></p> <p>短時間勤務 ● (1日6時間、1日8時間で週3日など)</p> |

① 「適用されている労働時間制度」の認識の程度及び回答時の支障の有無の回答状況【P16、P17 参照】

適用されている労働時間制度について、98.3%の者がいずれかの労働時間制度に適用されていると回答し、「自分が適用されている労働時間制度について、よく知らない」はわずか1.7%であった。

一方、自らに適用されている労働時間制度について支障なく回答できたか否かとの問いについては、「説明文を読んだが選択に迷った」、「説明文は読んだがよく分からなかった」が約10%おり、これらの者は、十分に理解していない場合でも、いずれかの労働時間制度を選択しようとしたものと考えられる。

表6 適用されている労働時間制度

| | 実数(人) | 割合(%) |
|--------------|-------|-------|
| 総計 | 709 | 100.0 |
| 一般的な労働時間制 | 571 | 80.5 |
| 変形労働時間制 | 68 | 9.6 |
| フレックスタイム制 | 30 | 4.2 |
| 事業場外みなし労働時間制 | 6 | 0.8 |
| 裁量労働制 | 22 | 3.1 |
| よく知らない | 12 | 1.7 |

表7 労働時間制度の記入内容

| | 実数(人) | 割合(%) |
|---|-------|-------|
| 総計 | 709 | 100.0 |
| 労働時間制度の説明文を読まなくても、自分が適用されている労働時間制度を知っていた | 470 | 66.3 |
| 労働時間制度の説明文を読むことにより、自分が適用されている労働時間制度を支障なく選択できた | 166 | 23.4 |
| 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度の選択に迷った | 40 | 5.6 |
| 労働時間制度の説明文は読んだが、自分が適用されている労働時間制度がどれか分からなかった | 33 | 4.7 |

② 雇用形態別にみた回答状況【P15、P16 参照】

適用されている労働時間制度を「正規の職員・従業員」と「正規の職員・従業員以外」別にみると、「変形労働時間制」、「フレックスタイム制」については、「正規の職員・従業員以外」の方が「正規の職員・従業員」よりも割合が高くなっている。

また、アンケートにおける「正規の職員・従業員」の適用されている労働時間制度と平成26年就労条件総合調査（厚生労働省）の結果と比較すると、「変形労働時間制」、「フレックスタイム制」、「事業場外みなし労働時間制」については、アンケート結果が著しく低い数値となっている。

※ アンケートについては標本に偏りがある可能性があること、就労条件総合調査における当該項目は、常用労働者が30人以上の企業に属する労働者（期間を定めずに雇われている労働者（パートタイム労働者を除く））を対象としているため、直接比較できないことには留意が必要

表 8-1 適用されている労働時間制度×ふだんの就業状態（実数）

| | 労働時間制度の適用状況【実数】(人) | | | | | | |
|---------------|--------------------|-----------|---------|-----------|--------------|-------|--------|
| | 総計 | 一般的な労働時間制 | 変形労働時間制 | フレックスタイム制 | 事業場外みなし労働時間制 | 裁量労働制 | よく知らない |
| 総計 | 709 | 571 | 68 | 30 | 6 | 22 | 12 |
| 正規の職員・従業員 | 509 | 424 | 36 | 21 | 5 | 19 | 4 |
| 正規の職員・従業員以外 | 200 | 147 | 32 | 9 | 1 | 3 | 8 |
| パート | 55 | 40 | 9 | 3 | 1 | - | 2 |
| アルバイト | 43 | 33 | 5 | 3 | - | 1 | 1 |
| 契約社員 | 63 | 51 | 10 | 1 | - | 1 | - |
| 嘱託 | 9 | 8 | 1 | - | - | - | - |
| 労働者派遣事業所の派遣社員 | 18 | 13 | 5 | - | - | - | - |
| その他 | 12 | 2 | 2 | 2 | - | 1 | 5 |

表 8-2 適用されている労働時間制度×ふだんの就業状態（割合）

| | 労働時間制度の適用状況【割合】(%) | | | | | | |
|---------------|--------------------|-----------|---------|-----------|--------------|-------|--------|
| | 総計 | 一般的な労働時間制 | 変形労働時間制 | フレックスタイム制 | 事業場外みなし労働時間制 | 裁量労働制 | よく知らない |
| 総計 | 100.0 | 80.5 | 9.6 | 4.2 | 0.8 | 3.1 | 1.7 |
| 正規の職員・従業員 | 100.0 | 83.3 | 7.1 | 4.1 | 1.0 | 3.7 | 0.8 |
| 正規の職員・従業員以外 | 100.0 | 73.5 | 16.0 | 4.5 | 0.5 | 1.5 | 4.0 |
| パート | 100.0 | 72.7 | 16.4 | 5.5 | 1.8 | - | 3.6 |
| アルバイト | 100.0 | 76.7 | 11.6 | 7.0 | - | 2.3 | 2.3 |
| 契約社員 | 100.0 | 81.0 | 15.9 | 1.6 | - | 1.6 | - |
| 嘱託 | 100.0 | 88.9 | 11.1 | - | - | - | - |
| 労働者派遣事業所の派遣社員 | 100.0 | 72.2 | 27.8 | - | - | - | - |
| その他 | 100.0 | 16.7 | 16.7 | 16.7 | - | 8.3 | 41.7 |

<参考>平成26年就労条件総合調査（厚生労働省）の結果

表 9 変形労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

| 年・企業規模・産業 | 労働者計 | 変形労働時間制の適用を受ける労働者 ^(注) | | | | 変形労働時間制の適用を受けない労働者 |
|-----------|-------|----------------------------------|-----------------------|---------------|-----|--------------------|
| | | 1年単位の 変形労働 時間制 | 1か月単位の 変形労働 時間制 | フレックス タイム制 | | |
| 平成26年 | 100.0 | 48.6 | 23.3 | 16.9 | 8.3 | 51.4 |

表 10 みなし労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

| 年・企業規模・産業 | 労働者計 | みなし労働時間制の適用を受ける労働者 | みなし労働時間制の種類 | | | みなし労働時間制の適用を受けない労働者 |
|-----------|-------|--------------------|-----------------|------------|------------|---------------------|
| | | | 事業場外労働のみなし労働時間制 | 専門業務型裁量労働制 | 企画業務型裁量労働制 | |
| 平成26年 | 100.0 | 8.1 | 6.9 | 1.0 | 0.2 | 91.9 |

③ 勤務形態別にみた回答状況【P16、P21 参照】

「適用されている労働時間制度」を勤務形態別にみると、「フレックスタイム制」が適用されている者のうち約 10%、「裁量労働制」が適用されている者のうち約 27%が「始業時間が固定されている」と回答している。これらについては、制度上は始業時間を選択できるが、ふだんの勤務形態（自身のふだんの出勤時間）は始業時間が固定していると判断した可能性、又は自らに適用されている労働時間制度を正確に理解していない可能性の両方が考えられる。

表 11-1 適用されている労働時間制度×ふだんの勤務形態（実数）

| | ふだんの勤務形態【実数】(人) | | | | |
|--------------|-----------------|-------|--------------|--------------|----------------------|
| | 総計 | フルタイム | 固定されていない | | |
| | | | 始業時間が固定されている | 始業時間などを選択できる | 始業時間などが会社の都合で決められている |
| 総計 | 709 | 678 | 517 | 83 | 78 |
| 一般的な労働時間制 | 571 | 555 | 485 | 27 | 43 |
| 変形労働時間制 | 68 | 60 | 17 | 10 | 33 |
| フレックスタイム制 | 30 | 29 | 3 | 26 | - |
| 事業場外みなし労働時間制 | 6 | 5 | 4 | 1 | - |
| 裁量労働制 | 22 | 21 | 6 | 15 | - |
| よく知らない | 12 | 8 | 2 | 4 | 2 |

表 11-2 適用されている労働時間制度×ふだんの勤務形態（割合）

| | ふだんの勤務形態【割合】(%) | | | | |
|--------------|-----------------|-------|--------------|--------------|----------------------|
| | 総計 | フルタイム | 固定されていない | | |
| | | | 始業時間が固定されている | 始業時間などを選択できる | 始業時間などが会社の都合で決められている |
| 総計 | 100.0 | 95.6 | 72.9 | 11.7 | 11.0 |
| 一般的な労働時間制 | 100.0 | 97.2 | 84.9 | 4.7 | 7.5 |
| 変形労働時間制 | 100.0 | 88.2 | 25.0 | 14.7 | 48.5 |
| フレックスタイム制 | 100.0 | 96.7 | 10.0 | 86.7 | - |
| 事業場外みなし労働時間制 | 100.0 | 83.3 | 66.7 | 16.7 | - |
| 裁量労働制 | 100.0 | 95.5 | 27.3 | 68.2 | - |
| よく知らない | 100.0 | 66.7 | 16.7 | 33.3 | 16.7 |

④ まとめ

適用されている労働時間制度について、「説明文を読んだが選択に迷った」、「説明文は読んだがよく分からなかった」が約 10%あったが、その多くが自らに適用されている労働時間制度を十分に理解しないまま、いずれかの労働時間制度を選択している。また、「変形労働時間制」、「フレックスタイム制」については、「正規の職員・従業員以外」の方が「正規の職員・従業員」よりも割合が高くなっていること、「フレックスタイム制」が適用されている者のうち 10%、「裁量労働制」が適用されている者のうち約 27%が「始業時間が固定されている」と回答していることなどを勘案すると、適用されている労働時間制度について、正確に理解しないで回答している可能性がある。

このように、「フレックスタイム制」、「みなし労働時間制」の普及、理解が進んでいない現状において、世帯側から適用されている労働時間制度を選択することは困難だったものと考えられることから、平成 28 年調査では、適用されている労働時間制度の把握は行わず、引き続き現行の「勤務形態」を把握することで対応する。